

特集・一九九九年の世界経済を展望する(一)

# 中・東欧経済の新たな課題と展望



箱木眞澄

(東北大学大学院国際文化研究科教授)

## はじめに

いまや中・東欧諸国が脚光を浴びている。それは、EUが経済通貨同盟(EMU)を一応完成させ、ユーロ通貨が一九九九年一月一日から誕生し、一か国からなるユーロ通貨圏が形成されたからである。さらに

は、EUが東方へと拡大を始めたからでもある。そこで本稿では、はじめに中・東欧諸国経済の現状を述べ、次にEU(欧州連合)の東方拡大とユーロ通貨圏誕生が中・東欧諸国に對してもつ意義を考察し、おわりに日本と中・東欧諸国との経済関係の現状と今後の課題について言及する。

## 一 中・東欧諸国経済の現状

中・東欧諸国とは、東西冷戦時代には「東欧諸国」と呼ばれていた国々のことであるが、ここではウイーン比較経済研究所の用例に従って、地理的にはバルカン諸国及びバルト三国、ベラルーシ、モルドバ、ウク

ライナ、ロシアを除く地域の国々、すなわちチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア、ブルガリア、ルーマニアを指すこととする。これらの国々は、いずれも旧ソ連邦諸国と同様に中央計画

経済体制から市場経済体制への移行途上にあるが、その程度は様々である。これらの国々に共通していることは、いずれもEUへの加盟を熱望し、すでに加盟申請を行っていることである。これら中・東欧七か国の経済諸指標は表1の通りである。これら七か国の人口は合計で九七〇〇万人に達し、ドイツの人口を上回っているが、GDPではドイツの二分の一にも達しない。しかしながら、これらの国の潜在成長力は大きく、市場経済化がさらに進行し、経済成長を遂げるならば、ドイツ一国に相当する経済圏が出現することになろう。もっとも、ウイーン比較経済研究所の予測では、そのような時

期は二〇一〇年までには到来しない。これら七か国のうち、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア、ルーマニアは中欧自由貿易地域(CFTA)を結成していて、相互の関税を段階的に引き下げることになっている。したがって、関税引き下げによる貿易創出効果が貿易転換効果を上回って、地域内での資源配分がより効率的になれば、経済成長が刺激されることは十分に考えられる。しかしながら、現在までのところ相互間の貿易拡大よりもEUとの貿易拡大の方が優先しているようである。すなわち、これら各国の貿易額のうちにEUが占めるシェアは、チェコ、ハンガリー、

表1 中・東欧諸国の主な経済指標 (1997年)

	チェコ	ハンガリー	ポーランド	スロヴァキア	スロヴェニア	ブルガリア	ルーマニア
人口(千人)	10304	10135	38660	5383	1987	8312	22546
GDP (百万ドル)	119169	74163	247675	46219	23292	32082	98208
1人当りGDP(ドル)	11566	7318	6406	8585	11724	3860	4356
GDP成長率(%)	1.0	4.4	6.9	6.5	3.8	-6.9	-6.6
外国直接投資 (ストック, 百万ドル)	6763	17529	15305	1410	2400	1252	2800
工業労働生産性 (対前年変化率%)	9.2	13.5	12.1	5.1	4.4	5.0(1996年)	0.2
失業率(%)	4.0	10.4	10.5	12.5	14.8	13.7	8.8
インフレ率(%)	8.5	18.3	14.9	6.1	9.1	1082.3	154.8
民間部門比率(%)*	75	75	65	75	50	50	60
経常収支(百万ドル)	-3156	-981	-4268	-1343	-36.6	445.7	-2338
対外債務(十億ドル)	21.4	23.7	38.5	10.7	4.2	9.7	8.2
為替相場(1\$)	31.71 CZK	186.75 HUF	3.28 PLN	33.6 SKK	159.69 SIT	1676.50 BGL	7167.9 ROL

(出所) ウィーン比較経済研究所資料 \*本間勝・青山滋「東欧・ロシアの金融市場」P20

ポーランド、スロヴェニア、ブルガリア、スロヴァキア、ルーマニアで、それぞれ約六一、六七、六四、七四、四〇、四二、五五%となっているのである(WIWI, *Monthly Report*, 6.1998, p.25)。これら諸国がまだコメコン(経済援助相互会議)の枠内で貿易を行っていたころには、ソ連がイニシアチブをとって行われていた社会主義的国際分業のもとで、ソ連を中心とした貿易関係を結んでいた、一九九一年現在では、当時の①チェコスロヴァキア、②ハンガリー、③ポーランドの対ソ連貿易のシェアは二五・三、一三・七、一一・六%であった。ところが、これら三か国間相互の貿易のシェアはあまり多くなく、①↓②三・二%、①↓③六・一%、②↓③一・九%、②↓①三・二%、③↓①四・〇%、③↓②〇・八%であった。これらの数字はその後五年ほど経過しても大きな進展は見られていない。(WIWI, *Forschungsberichte*, No.195, April 1993, pp.43-44, No.237, *Tablela-9b*) そのため、産業構造もいびつに発達していたのである。このため、一九九一年にコメコンが解散した後を受けてヴィシエグラ

ド・グループ(中欧自由貿易地域、CEFTA)が結成されても、グループ内での貿易に適した商品はあまりなかったのである。したがって、CEFTA諸国間の貿易が盛んになるまでにはかなりの時間が必要だったのである。これに対して、EUとの貿易関係では相互に補完的な産業構造になっていたために制度面での制約が無くなると貿易が盛んになることができたのである。もっとも、農業製品のウエイトが大きいハンガリーやブルガリアなどは、農産物が過剰気味なEU内での熾烈な国際競争に直面せざるをえなかった。つまり、ハンガリーが外国からの直接投資の誘致に熱心に取り組み、運輸・機械工業を中心に農業以外の産業を発達させようと図ったのはこうした理由があったのである。

中央計画経済体制から市場経済体制への移行途上にある旧社会主義諸国に共通のことであるが、これら諸国では体制固有の事情により民間部門と軍需部門との間の技術交流が無く、しかも技術発達の著しい市場経済体制諸国(西側諸国)が課していた厳しいコム規制のために、高度技術分野での西側諸国からの技術導

入が極めて困難だったので、産業設備の陳腐化が甚だしかった。しかも失業者は社会主義体制下では存在しえないとの建前のもとに企業内には大量の余剰労働力を抱えていたのである。そのため、冷戦の終結と共にコメコンが振替ルーブル決済システムの行き詰まりから解散せざるをえなくなり、西側諸国との貿易関係がにわかに重要になった頃には、市場経済体制への移行過程に踏み出そうとするこれら諸国の産業の西側市場における国際競争力はすっかり無くなっていったのである。しかも、最新式の設備に投資をしなくても資本の蓄積が薄く、その余力は乏しかった。これらの諸国が市場経済体制に移行するためには、私有財産制及び複数政党制を導入したうえ、国营企業を民営化する必要があった。この点では、ハンガリーなど一部の国では八〇年代の「経済改革」の時代に小売業やタクシーなどの小規模零細企業についてはある程度は民営化を実施していたし、その他の国でも大なり小なり「セカンド・エコノミー」によって市場経済的な経験は積まれており、小規模ながらも民間での資本蓄積も進んではいた。しかしなが

ら、ある程度の規模以上の企業の設備を近代化するに足るほどには資本蓄積は進んでいなかったといえよう。そのため、設備近代化によって製品に国際競争力をつけるには外国資本との合弁ないしは外国資本への売却によって、外国資本による設備近代化を図ることが早道となる。外国からの借入による方式は、一九七〇—八〇年代の「経済改革」の時代に実行されたのであるが、実効が上がらないまま巨額の債務が累積するといふ結果に終わってしまっていたのであり、これ以上の外国からの借入は返済能力との関係で、累積債務の少ない一部の国を除き、きわめて困難であった。じつさい、ポーランド、ハンガリーなどは、返済困難のため債権国会議で累積債務返済の数年間凍結を含む返済計画の繰り延べ（リスケジューリング、「リスケ」と略する）を認めてもらったりしていたのである。しかも、ポーランドの場合には政府債務の五〇%の返済免除すら認めてもらっていたのである。

外国からの直接投資(FDI)を受け入れる場合には、受入国の借入とはならないし、産業も近代化されるので一石二鳥である。しかも、国営企業の外国資本への売却によって得られた収入は国庫に納入され、国民のために支出されるのでなら問題はない。この方式に抵抗感のある国においてはクーポン方式(国民にクーポン券を無償配布し、このクーポン券で国営企業の株式を取得する方式)によって民営化が行われたが、これでは外国の先進技術や経営ノウハウの導入によって産業の国際競争力をつけるという目的はほとんど達成できない。自国の技術水準に自信があったチェコではクーポン民営化を行つたが、けつきよく自国の技術水準への過信があったことに気付かされただけであつた(盛田常夫「体制転換の中欧モデル—ハンガリーとチェコの比較分析—」、日本国際問

題研究所編『ロシア研究』第二六号、一—二—一—一六頁参照。

中・東欧諸国のGDPに占める民間部門の比率は、かなり高いが、まだ残っている国営企業の中には大規模企業が多く、これらの民営化にはかなりの困難が伴うことが予想される。中には優良企業もあるが、債務超過企業もあつて、千差万別である。これら大企業の民営化を行うに当つて外国資本の参加を求める場合には、必然的に過剰人員の整理に着手するであろうし、自国資本による民営化の場合にも、民営企業である以上赤字経営は許されないの、いずれはそれに着手せざるをえなくなるであろう。

## 二 E U の東方拡大と中・東欧諸国の対応

中・東欧七か国及びバルト三国は、マーストリヒト条約第O(オー)条に基づいて相次いでEUへの加盟申請を行つた。それらは、申請順にハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、ラトヴィア、エストニア、リトアニア、ブルガリア、チエコ、スロヴェニアの一〇か国であ

(以下の叙述は欧州委員会編『一般報告』及び『EU月報』に依拠している)。一九九三年のコペンハーゲンEU首脳会議において、EU加盟申請国が満たすべき基準として、

①民主政治を保障する安定的制度(法の支配、人権、少数民族の尊重と保護を含む)、②市場経済が機能



今後二〇〇〇年から二〇〇六年までの七年間に一九九七年価格で総額二一〇億エキュ(一エキュは約一・二米ドル)に達する。ところが、PHAREプログラムによる援助はこれら五か国のみにとどまらず、その他の中東欧諸国にも適用されている。また、これら五か国の鉄鋼業の競争力向上や諸法制をEU並みにするため、「アジェンダ二〇〇〇」の一環として欧州石炭鉄鋼共同体の諮問委員会を通じて、投資への行政的、法的障壁の除去や鉄鋼地帯の開発計画の支援、インフラ開発支援、市場開拓や技術の支援なども行っているのである。

この他にも、一九九七年九月からは欧州協定に基づくEUの教育・訓練・青年プログラムが発効し、レオナルド・ダ・ヴィンチ・プログラム(職業訓練)、ソクラテス・プログラム(高等教育)及び欧州青年プログラムなどが実行に移されて、多数の中・東欧諸国の青年達がEUからの支援によって職業訓練や高等教育を受ける機会を与えられているのである。これらのプログラムがEUとの加盟交渉のテーブルに就いている国々の青年だけに限られず、広く欧

州協定を締結している諸国との間でも実施されていることは注目に値しよう。筆者が三年前の夏ワルシャワに一月ほど滞在していた時にすでに、ワルシャワ市内にあるEUセンターでは、ポーランドがEU加盟をすればただちに必要となる多数の通訳者・翻訳者のための養成コースが開設されていた程である。このようなEU側からの働きかけもあって、

### 三 ユーロ圏誕生と中・東欧諸国

一九九八年五月のEU首脳会議において一五の加盟国のうち一か国、すなわちベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランドが、一九九九年一月一日より単一通貨ユーロを採択する必要条件を満たしたとして、経済通貨同盟(EMU)の第三段階に参加することが決定された。ここに、これら一か国から成るユーロ通貨圏が誕生することになった(EU Bulletin 5-1998, pp.11-17)。コッピスツ必要条件とは、①財政赤字がGDPの三%以下、②政府債務がGDPの六〇

中東欧諸国の側でも着々と国内態勢を整えているところである。環境問題への対策としては、PHAREプログラムを通じる資金がポーランド環境保護・水質管理国家基金に注入されており、これが同国の環境対策を資金面のみならず、技術面でも支援していることもやはりその時に確認された。

%以下、③インフレ率が加盟国中最も消費者物価が安定している三か国よりも一・五%ポイント以上上回っていないこと、④政府長期債券又は同種債券の平均長期金利が、物価が最も安定している三か国の金利水準を二%ポイント以上超えないこと、⑤参加国通貨が少なくとも二年間はEMSの為替相場メカニズムで決めている通常の変動幅を越えず、自ら主導でレート切り下げをしていず、厳しい緊張もなかったこと、等である(欧州理事会・EC委員会、Treaty on European Union, pp.183-186)。これらは、当初非常に厳しい基準であるとされていたが、近年

急速に改善を見ている国もこの基準に合致するとされるにいたり、一か国が参加することになった。イギリスおよびデンマークは、基準には合致していたが、自らの意思で参加を見送った。そして、スエーデン及びギリシャは、基準に合致しなかったため参加できなかった。ただし、ギリシャは財政安定と構造改革に努め、二〇〇一年一月からユーロ通貨圏に参加すると見込まれている。

このようにしてユーロ通貨圏は発足したのであるが、二〇〇一年末まではユーロは一定の換算率で各国通貨に換算されるのであって、現実に通用するのは各国通貨であり、ユーロ紙幣やコインは二〇〇二年一月一日から法貨となって現実にも使用されることになる。この日以降六か月間は各国通貨も引き続き使用は可能であるが、各国内でのみ使用可能なのであって、それも六か月経過とともに廃止されることになっている。ユーロ通貨圏発足に伴う経済的効果としては、為替相場変動に伴うリスクがなくなるため、商品の価格が従来以上に容易に比較できるようになることであって、同一種類の商品・サービス間の競争がより厳しく

なること、域内での商品・サービスの流通がさらに容易になること、域内が文字通り単一市場となること、規模の経済性がさらに実現しやすくなること、ユーロ圏全体を市場とする巨大企業が誕生するであろうこと、ニッチを捜し求めることがより困難となるであろうこと、したがって、

中小企業にとっては生存条件がより厳しくなるであろうこと、ユーロ通貨は従来より国民通貨より信認が強いことが期待できるため、米ドルや日本円に脅威を与えるほどの強力な国際通貨となる可能性があること、等であろう。その反面、ユーロ通貨圏内各国の財政節度いかんによってはユーロ通貨発足以前には弱い通貨として知られていたような国民通貨並みの信認性の弱いユーロとなってしまう危険性も指摘されている。ここは当面、各国が雇用・財政状態の強化と監視、経済政策の監視と調整等に関する規則において規定されている安定化プログラムまたは収斂プログラムをどの程度に遵守するかを見守るしかないであろう。

このようなユーロ通貨圏の出現によって中・東欧諸国はどのような影響を受けるのだろうか。中・東欧

諸国の工業製品及び農産物の輸出市場が、より厳しい競争条件の下でではあるが、一挙に拡大することはたしかであろう。また、二〇〇二年頃と予想されるハンガリーのEU加盟後、一、二年以内に通貨統合に参加したいとの意向が早くも同国の閣僚によって表明されており、同国は、

そのための年金改革や財政赤字、政府債務の削減、EU法規とハンガリー国内法体系との調整、鉄道、高速道路などのインフラ整備などにすでに取り組んでいるのである（メツジエン蔵相談、日本経済新聞、一九九七年九月一七日）。そうとすれば、国内産業の拡大EU内での大競争に十分に耐えうる体質を早く培わなければならぬということにもなる。いっぽう、より巨大かつ強力になった欧州企業による中・東欧でのマーケットイングや直接投資がより活発になり、中・東欧諸国自身の内部での競争もより厳しいものとなる。したがって、中・東欧諸国の企業は、コメコンの解散によっていったんは激減していたロシア及びNIS諸国との貿易が、これら諸国の経済回復によって再び活気を取り戻す時に備えておく必要があるであろう。民族

系の企業にとっては単独での生き残りにはより厳しいものとなるであろう。民族系の企業にとっては、生き残りを掛けて今以上に熱意を持って技術や経営ノウハウに優れた欧州企業、アメリカ企業、日本企業などとの協力関係を強化することによって、大競争時代に立ち向かわなければならぬであろう。

さらに、現在EUとの加盟交渉のテーブルに就いている諸国はもちろんのこと、今回はそれを見送った諸国にあってはなおのこと、EU加盟を実現できる条件を整えるために、今までの以上の熱意を持って、前述の諸条件、とくに未整備が指摘されている金融・証券市場を整備して行く必要があるであろう（本間勝・青山

## 四 おわりに

### — 日本と中・東欧諸国との経済関係の現状と今後の課題 —

繁著、前掲書参照）。そして、歴史的な事情を勘案するに、これら諸国はEU加盟を実現することで自発的に、それまで属していたよりもはるかに巨大な勢力圏の内に取り込まれることになる。さらに、これらの国のうちのチェコ、ハンガリー、ポーランドの三か国はNATOへの加入がやがて正式に認められる予定であり、しかもNATOとロシアは一九九四年に平和のためのパートナーシップ（PFP）に調印している（藤原豊司・田中俊郎『欧州連合と五億人の巨大市場』、東洋経済新報社、一九九五年、三五頁）。したがって、このことによって、これらの地域の平和と安全はより確かなものとなる」と期待されるであろう。

中・東欧諸国への日本からの輸出が日本の総輸出に占める割合は、一九九七年には〇・二九%、中・東欧諸国から日本への輸入が日本の総輸入に占める割合は、同じく〇・一九%であるに過ぎない。日本からの主な輸出品は機械機器類、輸入品は食料

品、原料品、工業製品などである。しかしながら、今日ではこれらの諸国との貿易関係は西欧との貿易関係の一部として考える必要がでてきたのではあるまいか。いまや中・東欧諸国は貿易の観点からはほとんど西ヨーロッパと一体をなしているとい

えるからである。すなわち、これら諸国は欧州協定によって、工業品については無関税でEU市場に輸出できることになっており、他方、EUからの輸入については関税をかけてはいるが段階的に引き下げ、数年後には撤廃することになっていて、E A (欧州経済地域) が事実上拡大した形になっているのである。しかも中・東欧はいまでは多国籍企業の世界戦略の一翼を担っていて、その一環としての国際分業に組み込まれているのである(長部重康・田中友義編著『統合ヨーロッパの焦点』ユーロ誕生をにらむ産業再編』、日本貿易振興会、一九九八年、二二六―二三九頁)。

例えば、GMによるポーランドでの新型コンパクトカーの生産計画、ソニーによるハンガリーへの工場進出、富士通九州システムによるポーランドでのソフト開発研究所の設立、パイオニアによるポーランドのトンシル社への資本参加、ボルボによるポーランドでのトラック組立工場建設、ブリヂストンによるポーランドの大手タイヤメーカー、ストミール・ボズナン社との合弁会社の設立、GMとの提携下にあるいすゞのポー

ランドでのディーゼルエンジン工場建設計画(いづれも日本経済新聞による、なお、鈴木輝二「EUの東方拡大と中東欧市場の発展」、ロシア東欧貿易会『ロシア東欧貿易調査月報』一九九八年五月号所収、参照)、等枚挙に暇がない。

日本からは視察団が訪問はするが、けっきょく何事も起こらないという状況が長らくの間続いていて、現地の人達の間ではかなりの失望感が漂っていたのであるが、ここ一、二年来日本からの直接投資が相次ぎだしたようである。こうなると、また別の心配が湧いてくるのである。すなわち、日本企業による集中豪雨的直接投資による投資摩擦への心配である。積極的に進出をしてほしい気持ちは現地の人達に劣らない積もりではあるが、現地の状況を子細に調査したうえ、摩擦に対する十分な対応策を施しながらの思慮深い進出が望まれるのである。

